

改正

平成18年11月2日規則第100号

平成21年5月29日規則第48号

佐世保市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、法、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(試掘等の許可)

第2条 法第5条第1項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは、障害物の伐除・土地の試掘等許可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(宅地造成に関する工事の許可申請書の添付図書等)

第3条 省令第4条第1項に規定する許可申請書（以下「許可申請書」という。）には、省令第4条第1項の表に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 当該宅地造成に関する工事の許可申請区域の土地の登記簿謄本又はこれに代わるもの
- (2) 当該宅地造成に関する工事の許可申請区域内の土地の公図の写し
- (3) 当該宅地造成工事にかかる工程表
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 許可申請書には、当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記するものとする。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定まっていない場合には、当該工事に着手するまでに当該工事の現場管理者の住所及び氏名を文書で届け出ることをもって許可申請書の記載に代えることができる。

(設計者の資格の明記)

第4条 法第8条に規定する工事の造成主（以下「造成主」という。）は、法第9条第2項の規定による資格を有する者の設計によらなければならない工事を行う場合は、許可申請書の設計者住

所氏名欄に、当該工事の設計者が土木又は建築に関する課程を修めた最終の学校名及びその学校を卒業した後の土木又は建築の技術に関する実務の経験年数並びに当該設計者が1級建築士であるときは、その登録番号を記入すること等により、政令第18条各号に掲げる資格を有する旨を明記するものとする。

(同時申請)

第5条 造成主は、当該工事に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の築造の工事が同時に含まれる場合にあつては、許可申請書とともに、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する申請書を同時に市長に提出するものとする。

(不許可通知書の様式)

第6条 法第10条第2項の規定による不許可の通知は、宅地造成に関する工事の不許可通知書（第3号様式）によつて行うものとする。

(標識の掲示等)

第7条 造成主は、法第8条第1項の規定による許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）の着手の日から完了の日まで、許可を受けた旨を表示する標識（第4号様式）を工事現場の見やすい場所に掲示するとともに、当該工事に係る設計図書を工事現場に備えておくものとする。

(変更許可の申請)

第8条 法第12条第1項の規定による変更許可を受けようとする造成主は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（第5号様式）に変更設計図を添附して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、造成主に対し、宅地造成に関する工事の変更許可通知書（第6号様式）を交付するものとする。

3 第1項に規定する変更設計図は、変更前の設計図に変更後の概要を明示したものでなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出をしようとする造成主は、次の各号に掲げる区分に応じ、遅滞なく、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 造成主、設計者若しくは工事施行者に変更があつたとき又は造成主、設計者若しくは工事施行者の住所氏名に変更があつたとき 宅地造成に関する工事の変更届出書（第7号様式）

(2) 許可工事の着手予定年月日又は完了予定年月日に変更があつたとき 宅地造成に関する工事の変更届出書（第7号様式）

(3) 許可工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止したとき 宅地造成に関する工事の届（第

8号様式)

(工事施行状況の報告等)

第10条 造成主は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表中欄に掲げる工程のいずれかに該当するに至ったときは、その都度、速やかに、同表右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料により作成した報告書を市長に提出するものとする。

工事の種類	工程	報告事項
擁壁工事（高さ3メートル以下のものを除く。）	1 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の床掘りが完了したとき。 2 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の基礎工事が完了したとき。 3 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の築造の高さが全体の高さのおよそ2分の1に達したとき。 4 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎の配筋が完了したとき。 5 鉄筋コンクリート造の擁壁の壁体の配筋が完了したとき。 6 その他市長が必要と認めるとき。	1 擁壁の水抜き穴及びその周辺 2 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋
盛土工事	1 段切りその他の措置が完了するとき。 2 排水施設を布設するとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。	1 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置 2 暗渠排水管の施工状況
その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程	市長が必要と認める事項

2 造成主は、前項に掲げる工事について、当該工事に着手する2日前までに工程報告書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

(工事の一部完了検査)

第11条 市長は、許可工事の一部が完了した場合において、当該宅地が独立して使用に供しうるも

のであり、かつ、宅地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、造成主の申請により、当該許可工事について、一部完了の検査を行うことができる。

2 造成主は、前項の申請を行おうとするときは、宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書（第10号様式）に完了部分を明示した図書を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（第11号様式）を造成主に交付するものとする。

4 造成主は、前項の検査済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第13条第2項に規定する工事完了の検査済証の交付を受けるまでの間、前項の検査済証の交付を受けた旨を表示する標識（第12号様式）を工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

（届出書の添付図書等）

第12条 省令第27条に規定する届出書には、次の各号に規定する図書を添付するものとする。

（1） 工事の範囲を明示した図書及び写真

（2） 擁壁、排水施設等の配置及び構造を明示した図面

2 第7条の規定は、法第15条の規定による届出（以下次項において「工事等の届出」という。）を行つた工事を行う場合について準用する。

（排水施設の位置）

第13条 政令第13条の規定に基づき設置すべき排水施設の位置は、原則として、次に掲げるところによる。

（1） 切土又は盛土をした土地の部分に生じることとなるがけ（擁壁でおおわれたがけを含む。）の下端の部分

（2） 道路となるべき土地の側辺の部分

（3） 切土をした土地の部分で、湧水のある場所又は湧水のおそれのある場所

（4） 盛土をすることとなる土地で、雨水その他の地表水の集中する部分及び湧水のある部分

（5） 前各号のほか、雨水その他の地表水をすみやかに排除する必要がある土地の部分

（排水施設の構造）

第14条 前条の排水施設の構造は、前条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、政令第14条第2項に定めるもののほか、次の技術上の基準によるものとする。

（1） 計画流出量の算定は、次の基準によることとする。ただし、他の法令により別に管理者が

あるときは当該施設の管理者が定める基準によるものとし、都市施設（都市下水路等）として管理されるものについては当該施設の管理予定者が定める基準によることができる。

イ 計画降雨の降雨量は、超過確立年30年とする。

ロ 流出係数既存市街地及び開発区域0.9以上その他の地域0.7以上

ハ 河川（水路）の重要度、地域の特性等によりイ及びロによることが不適当なときは、事前に関係者が協議して基準を定めるものとする。

（２） 排水施設の接続部分は、セメント又はモルタル等により堅固に接合すること。

（３） 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本工業規格該当品又はこれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を施すこと。

（４） 暗きよを道路となるべき部分に埋設する場合においては、その頂部と地盤面との距離は、1.2メートル以上とする。ただし、暗きよに損傷を与えることを防止するために必要な措置を講じ、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。

（５） 流水の方向又は勾配が著しく変化する箇所には円型又は角型のますを設置するものとし、当該ますの内法幅は45センチメートル以上とすること。

（身分証明書）

第15条 法第6条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第13号様式）とする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月2日規則第100号）

この細則は、平成18年11月2日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第48号）

この細則は、平成21年6月1日から施行する。